

□ 愛知県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録申請書及び添付書類 (平成31年4月1日改正)

	登録申請書及び添付書類	様式	根拠規定	準備確認欄	
①	登録申請書 ※「セーフティネット住宅情報提供システム」上で入力し、確定後出力したもの。 (https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php)	様式第1号	国交省規則第7条	<input type="checkbox"/>	
①	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図		国交省規則第10条第1号	<input type="checkbox"/>	
②	登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人並びにその代表者及び役員を含む。）並びに建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人が法第十一条第一項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面		” 第2号	<input type="checkbox"/>	
③	登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員を含む。）が法第十一条第一項第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面		” 第3号	<input type="checkbox"/> (該当なし)	<input type="checkbox"/>
④	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造が、第十二条第一号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面		” 第4号	<input type="checkbox"/>	
⑤	五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるものイ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書 ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項の建設住宅性能評価書 ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類 ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類		” 第5号	<input type="checkbox"/> (該当なし)	<input type="checkbox"/>
⑥	六 登録の申請が基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであることを誓約する書面		” 第6号	<input type="checkbox"/>	
⑦	その他知事が必要と認める書類 ・ 国土交通省令第十五条の規定に基づき同省令第十一条の規定による基準の緩和を受けける場合は、申請の内容が国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十条第一号から第四号のいずれか及び当該規定に係る同規則第五号に適合する旨の誓約書 ・ 申請の内容に応じて必要な書類 ※ 申請の内容の確認のため、必要な書類をお願いします。		” 第7号	<input type="checkbox"/> (該当なし)	<input type="checkbox"/>